



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年4月3日(金) 第10385号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○公金事務の委託(農業構造政策課)	2
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水環境課)	2
○同	3
○同	4
○同	4
○同	5
○同	6
○同	6
○同	7
○公金事務の委託(会計管理課)	7
<b>公 告</b>	
○土地改良事業計画の変更に係る縦覧(農村整備課)	8
<b>警察本部告示</b>	
○公金事務の委託(会計課)	8
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定(沼田特別支援学校)	9

■ 告 示

◎群馬県告示第110号

地方自治法（平成22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

指定公金事務取扱者の所在地及び名称	委託した公金事務に係る歳入等	法第243条の2第1項の規定による指定をした日	法第243条の2第1項の規定による委託をした日	委託期間
群馬県前橋市富田町2400番地の1 前橋市農業協同組合	農業改良資金の貸付事業に係る償還金等の収納に関する事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
群馬県高崎市菊地町556番地1 はぐくみ農業協同組合	農業改良資金の貸付事業に係る償還金等の収納に関する事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
群馬県富岡市富岡2638番地1 甘楽富岡農業協同組合	農業改良資金の貸付事業に係る償還金等の収納に関する事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
群馬県安中市原市634番地 碓氷安中農業協同組合	農業改良資金の貸付事業に係る償還金等の収納に関する事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町607番地 あがつま農業協同組合	農業改良資金の貸付事業に係る償還金等の収納に関する事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
群馬県みどり市笠懸町鹿235番地2 新田みどり農業協同組合	農業改良資金の貸付事業に係る償還金等の収納に関する事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
群馬県太田市新野町320番地1 太田市農業協同組合	農業改良資金の貸付事業に係る償還金等の収納に関する事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎群馬県告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、前橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画下水道事業 前橋公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和27年9月12日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地

## (1) 汚水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分 昭和51年群馬県告示第204号、昭和56年群馬県告示第208号、昭和58年群馬県告示第297号、昭和63年群馬県告示第213号、平成2年群馬県告示第716号、平成6年群馬県告示第116号、平成10年群馬県告示第6号、平成13年群馬県告示第184号、平成18年群馬県告示第183号、平成22年群馬県告示第86号、平成23年群馬県告示第136号、平成29年群馬県告示第121号、令和3年群馬県告示第136号及び令和6年群馬県告示第124号の事業地を次のとおり変更する。

高花台一丁目、高花台二丁目、三俣町一丁目、三俣町二丁目、嶺町の一部、小坂子町の一部、勝沢町の一部、鳥取町の一部、五代町の一部、小神明町の一部、上沖町の一部、下沖町の一部、端気町の一部、幸塚町の一部、三俣町三丁目の一部、西片貝町一丁目の一部、西片貝町五丁目の一部、城東町四丁目の一部、日吉町二丁目の一部、日吉町三丁目の一部及び日吉町四丁目の一部を追加する。

## (2) 雨水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分 変更なし

## ◎群馬県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、前橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画下水道事業 前橋公共下水道（利根川上流流域関連公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和57年7月21日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地

## (1) 汚水

ア 収用の部分 なし

イ 使用の部分 昭和57年群馬県告示第648号、昭和58年群馬県告示第463号、昭和60年群馬県告示第862号、昭和62年群馬県告示第548号、昭和63年群馬県告示第973号、平成2年群馬県告示第715号、平成4年群馬県告示第702号、平成7年群馬県告示第174号、平成10年群馬県告示第133号、平成16年群馬県告示第187号、平成16年群馬県告示第450号、平成23年群馬県告示第132号、平成23年群馬県告示第374号、平成29年群馬県告示第122号及び令和3年群馬県告示第136号の事業地を次のとおり変更する。

高花台一丁目、高花台二丁目、三俣町一丁目及び三俣町二丁目の各全部を削除し、嶺町、小坂子町、勝沢町、鳥取町、五代町、小神明町、上沖町、下沖町、端気町、幸塚町、三俣町三丁目、西片貝町一丁目、西片貝町五丁目、城東町四丁目、日吉町二丁目、日吉町三丁目及び日吉町四丁目の各一部を削除する。

(2) 雨水

ア 収用の部分 なし

イ 使用の部分 昭和57年群馬県告示第648号、昭和58年群馬県告示第463号、昭和60年群馬県告示第862号、昭和62年群馬県告示第548号、昭和63年群馬県告示第973号、平成2年群馬県告示第715号、平成4年群馬県告示第702号、平成7年群馬県告示第174号の事業地を次のとおり変更する。

高井町、総社町高井、総社町総社、鳥羽町、江田町、駒形町及び小屋原町の各一部を追加し、下細井町及び川曲町の各一部を削除する。

---

◎群馬県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、前橋勢多都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋勢多都市計画下水道事業 前橋勢多公共下水道
- 3 事業施行期間 平成元年8月11日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

---

◎群馬県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、高崎市都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 高崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高崎市都市計画下水道事業 高崎公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年12月20日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 汚水
    - ア 収用の部分 変更なし
    - イ 使用の部分 変更なし

## (2) 雨水

- ア 収用の部分 変更なし
- イ 使用の部分 変更なし

## ◎群馬県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、高崎都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画及び吉井都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 高崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画及び吉井都市計画下水道事業 高崎公共下水道（県央処理区）
- 3 事業施行期間 昭和48年12月20日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地

## (1) 汚水

- ア 収用の部分 変更なし
- イ 使用の部分

(ア) 高崎都市計画下水道事業 変更なし

(イ) 箕郷都市計画下水道事業 昭和62年群馬県告示第717号、平成5年群馬県告示第827号、平成7年群馬県告示第387号、平成9年群馬県告示第106号、平成12年群馬県告示第51号、平成16年群馬県告示第175号、平成16年群馬県告示第414号、平成23年群馬県告示第121号、平成28年群馬県告示第142号、令和3年群馬県告示第138号及び令和5年群馬県告示第127号の事業地を次のとおり変更する。

箕郷町下芝字原、字清水、字萬行及び字谷ツの各一部を追加する。

(ウ) 榛名都市計画下水道事業 昭和63年群馬県告示第851号、平成8年群馬県告示第194号、平成10年群馬県告示第124号、平成11年群馬県告示第580号、平成13年群馬県告示第177号、平成14年群馬県告示第627号、平成16年群馬県告示第627号、平成17年群馬県告示第47号、平成23年群馬県告示第121号、平成28年群馬県告示第142号、令和3年群馬県告示第138号及び令和5年群馬県告示第127号の事業地を次のとおり変更する。

上大島町字前田及び字薬師の各一部を追加する。

(エ) 吉井都市計画下水道事業 変更なし

## (2) 雨水

- ア 収用の部分 変更なし
- イ 使用の部分 昭和57年群馬県告示第347号、昭和61年群馬県告示第301号、昭和63年群馬県告示第972号、平成6年群馬県告示第552号、平成9年群馬県告示第628号、平成11年群馬県告示第253号、平成16年群馬県告示第188号及び平成16年群馬県告示第467号の事業地を次のとおり変更する。

下齋田町字重土薬師、上滝町字下齊田境飛地及び字齊田北並びに下滝町字高井前及び字高井の各一部を追加する。

---

◎群馬県告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、渋川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 渋川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 渋川都市計画下水道事業 渋川公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年3月13日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 汚水
    - ア 収用の部分 なし
    - イ 使用の部分 変更なし
  - (2) 雨水
    - ア 収用の部分 なし
    - イ 使用の部分 変更なし

---

◎群馬県告示第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、甘楽都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 甘楽町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 甘楽都市計画下水道事業 甘楽公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和62年9月25日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 汚水
    - ア 収用の部分 なし
    - イ 使用の部分 変更なし
  - (2) 雨水
    - ア 収用の部分 なし
    - イ 使用の部分 昭和62年群馬県告示第718号、平成元年群馬県告示第857号、平成6年群馬県告示第19号、平成9年群馬県告示第243号、平成16年群馬県告示第192号、平成16年群馬県告示第471号、平成23年群馬県告示第126号、平成28年群馬県告示第150号及び令和3年群馬県告示第14

9号の事業地を次のとおり変更する。

大字福島字赤坂、字天王、字大日、字堀向、字稲荷前及び字稲荷西並びに大字小川字大山、字赤坂及び字大日の各全部を追加し、大字福島字天神林、字落矢、字上宿、字金山、字屋敷下、字西平、字稲荷北、字稲荷東、字笹森、字生板木、字小幡新町及び字藤塚並びに大字小川字二日町、字多井戸、字伊勢森、字北原、字下原及び字中道の各一部を追加する。

◎群馬県告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、玉村都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 玉村町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 玉村都市計画下水道事業 玉村公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和57年2月9日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

指定公金事務取扱者の所在地及び名称	委託した公金事務に係る歳入等	法第243条の2第1項の規定による指定をした日	法第243条の2第1項の規定による委託をした日	委託期間
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	県税及び税外収入並びに歳計外現金	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
群馬県前橋市元総社町194番地 株式会社群馬銀行	県税及び税外収入並びに歳計外現金	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
東京都港区港南一丁目8番27号	県税及び税外収入並びに歳計外現金	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

株式会社しんきん情報サービス				
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地 株式会社セイコーマート	県税及び税外収入並びに歳計外現金	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブンイレブン・ジャパン	県税及び税外収入並びに歳計外現金	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート	県税及び税外収入並びに歳計外現金	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地1 株式会社ポブラ	県税及び税外収入並びに歳計外現金	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ミニストップ株式会社	県税及び税外収入並びに歳計外現金	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	県税及び税外収入並びに歳計外現金	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	県税及び税外収入並びに歳計外現金	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

**■ 公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により県営緑町土地改良事業計画を変更したいので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営緑町土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和8年4月6日から同年5月7日まで
- 3 縦覧に供する場所 群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/page/9734.html>) 及び太田市役所

**■ 警察本部告示**

◎群馬県警察本部告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により、次のとおり

指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年4月3日

群馬県警察本部長 丸山 潤

- 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称 群馬県前橋市元総社町80番地14 公益財団法人群馬県交通安全協会
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条第1項又は第101条の2第1項の規定による免許証の更新申請手数料、同法第108条の2第1項第11号に掲げる講習手数料及び同法第108条の2第1項第3号に掲げる講習手数料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年4月1日
- 4 法第243条の2第1項の規定による委託をした日 令和8年4月1日
- 5 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和8年4月3日

群馬県立沼田特別支援学校長 井草 昌之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 群馬県立沼田特別支援学校スクールバス運行業務委託 4路線
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立沼田特別支援学校事務室 群馬県沼田市東原新町1801-1
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 尾瀬紀行株式会社 群馬県利根郡片品村鎌田4177-1
- 5 落札金額 38,115,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和8年2月3日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111